

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人和歌山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務に応じて100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成21年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、俸給月額を約0.3%引き下げ（平成21年12月1日より改定）期末特別手当の支給月数を年間0.25月引き下げることとした。また、12月期の期末特別手当において、年間給与で民間給与との実質的な均衡を図るための特例措置（平成21年4月から11月までの役員俸給・地域手当・期末特別手当の0.24%分を減額）を実施した。

理事

平成21年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、俸給月額を約0.3%引き下げ（平成21年12月1日より改定）期末特別手当の支給月数を年間0.25月引き下げることとした。また、12月期の期末特別手当において、年間給与で民間給与との実質的な均衡を図るための特例措置（平成21年4月から11月までの役員俸給・地域手当・期末特別手当の0.24%分を減額）を実施した。

理事
(非常勤)

新たに理事（非常勤）の就任に伴い、給与法を基に、実情の勤務形態に合わせて非常勤役員俸給表を作成し、非常勤役員手当の月額化を実施した。また、同時に、交通費支給基準を制定するための細則を作成し、交通費の支給を実施した。（平成21年8月1日より改定）

監事

該当者なし。

監事
(非常勤)

新たに理事（非常勤）の就任に伴い、給与法を基に、実情の勤務形態に合わせて非常勤役員俸給表を作成し、非常勤役員手当の月額化を実施した。また、同時に、交通費支給基準を制定するための細則を作成し、交通費の支給を実施した。（平成21年8月1日より改定）

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 6,769	千円 4,260	千円 2,294	千円 127 (地域手当) 87 (通勤手当)		7月31日	
法人の長	千円 10,728	千円 7,940	千円 2,420	千円 238 (地域手当) 130 (通勤手当)	8月1日		
A理事	千円 4,927	千円 3,136	千円 1,689	千円 94 (地域手当) 8 (通勤手当)		7月31日	
B理事	千円 4,964	千円 3,136	千円 1,689	千円 94 (地域手当) 45 (通勤手当)		7月31日	
C理事	千円 5,017	千円 3,136	千円 1,689	千円 94 (地域手当) 98 (通勤手当)		7月31日	
D理事	千円 8,575	千円 6,264	千円 1,909	千円 187 (地域手当) 214 (通勤手当)	8月1日		
E理事	千円 8,413	千円 6,264	千円 1,909	千円 187 (地域手当) 52 (通勤手当)	8月1日		
F理事	千円 12,478	千円 7,840	千円 3,305	千円 1,254 (地域手当) 79 (通勤手当)	4月1日		◇
G理事 (非常勤)	千円 2,403	千円 2,240	千円 0	千円 163 (交通費)	8月1日		
A監事 (非常勤)	千円 140	千円 140	千円 0	千円 0		7月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,536	千円 1,470	千円 0	千円 66 (交通費)		3月31日	
C監事 (非常勤)	千円 435	千円 420	千円 0	千円 15 (交通費)	10月1日		※

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：地域手当とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注3：「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

注4：「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況（平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額） 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	7,952	5 4	H21.7.31	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会の基本的考え方を参考に、同人の在任期間中の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、評価「1」と決定した。	
理事A	5,194 (46,475)	4 5 (35) (4)	H21.7.31	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会の基本的考え方を参考に、同人の在任期間中の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、評価「1」と決定した。	
理事B	1,568	1 4	H21.7.31	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会の基本的考え方を参考に、同人の在任期間中の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、評価「1」と決定した。	
理事 (非常勤)					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

注1：「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績に応じて決定し乗じることとしている係数である業績勘案率を記載した。

注2：理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間（「法人での在職期間」欄の括弧の期間）をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討し、それらに基づいた適正な人件費管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費が、その大部分について国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日（6月1日・12月1日）以前6ヶ月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合（成績率）に基づき支給される。
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給区分に応じた号俸数上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 平成21年人事院勧告に準拠し、下記の施策を実施した。
 - 平成21年6月1日より指定職俸給表を廃止し、それに伴い期末特別手当を廃止した。
 - 平成21年12月1日より全俸給表を改定した。（平均△2.0%。初任給を中心とした若年層は据置き。外国人教師は当該契約期間においては未改定。）
 - 平成21年12月1日より俸給の調整基本額を一部改定した。（最大100円の減額）
 - 期末・勤勉手当の年間支給月数を変更した。
（年間4.50月→4.15月。再雇用職員は年間2.35月→2.20月）
 - 平成21年12月1日より自宅にかかる住居手当（月額2,500円）を廃止した。
- 教員免許状更新講習実施に伴い、教職員免許状更新講習手当（講義等担当1時間につき5,000円）を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	419	45.8	7,608	5,612	169	1,996
事務・技術	102	41.3	5,251	3,925	115	1,326
教育職種 (大学教員)	250	48.7	8,840	6,478	219	2,362
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	24	42.3	6,959	5,215	62	1,744
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	41.0	6,506	4,880	70	1,626
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	2					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					
再任用職員	4	62.0	3,438	2,926	170	512
事務・技術	3	62.2	3,506	2,977	143	529
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	1人		千円	千円	千円	千円
事務・技術	1人		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種（看護師）、任期付職員の教育職種（外国人教師等）、再任用職員の技能・労務職種、非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属特別支援学校教員を示す。

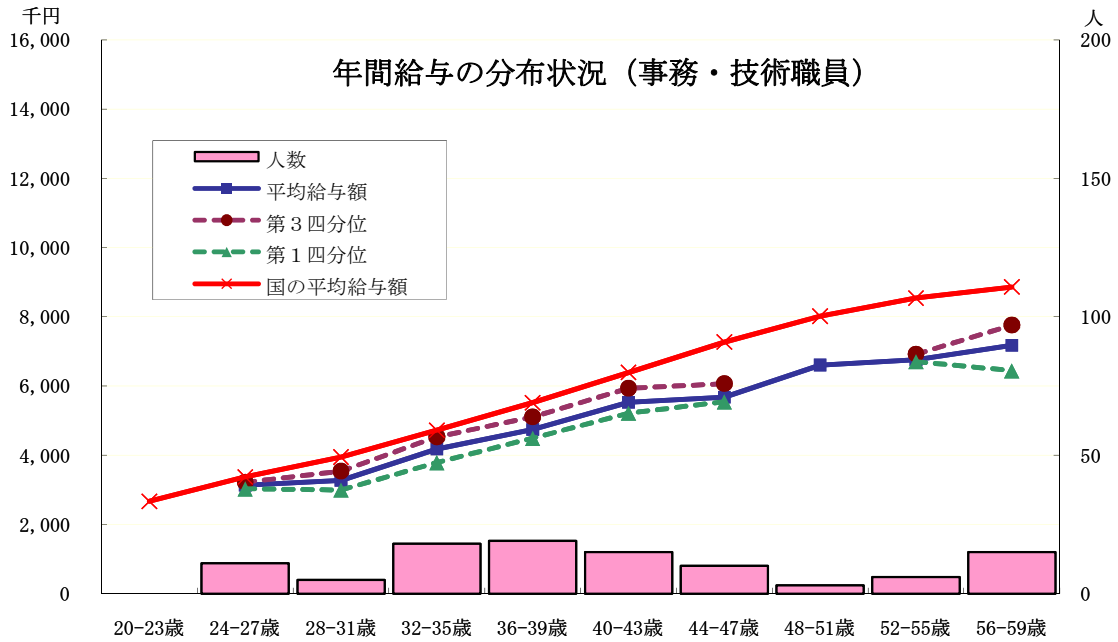
[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
任期付職員	10人	41.7	千円 5,017	千円 5,017	千円 133	千円 0
事務・技術	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	9人	43.3	千円 5,235	千円 5,235	千円 142	千円 0
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	1人		千円	千円	千円	千円

注1：任期付職員の教育職種（附属義務教育学校教員）については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

（事務・技術職員）



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢48～51歳の該当者は3人のため、当該当個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

（事務・技術職員）

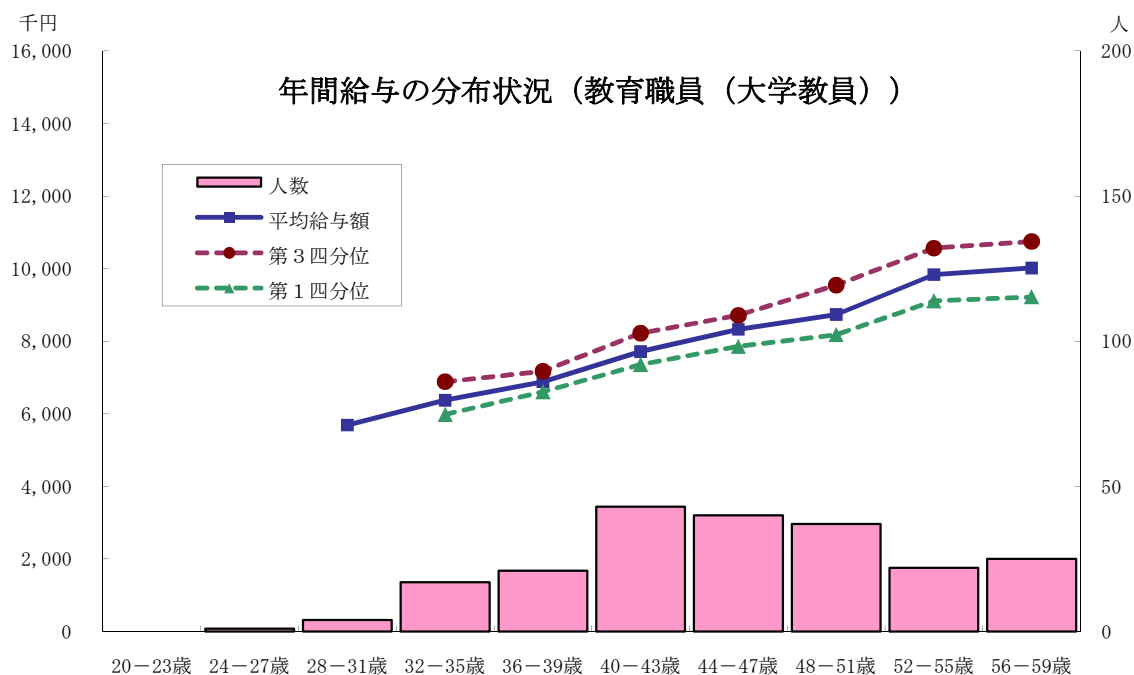
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	10	56.2	6,920	7,510	7,898
・課長補佐	12	53.4	6,341	6,606	6,705
・係長	34	44.1	5,212	5,613	6,022
・主任	21	36.6	4,199	4,424	4,710
・係員	25	29.8	3,080	3,429	3,718

注1：「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

注2：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」および「専門員」を含む。

注3：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員 (大学教員))



注1：年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2：年齢28～31歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	平均 千円	四分位
			第1分位 千円		第3分位 千円
代表的職位					
・教授	128	54.8	9,115	9,864	10,598
・准教授	94	43.3	7,158	7,691	8,277
・講師	8	38.9	6,297	6,815	7,139
・助教	16	37.4	5,560	5,945	6,214
・助手	1	-	-	-	-
・教務職員	3	48.8	-	5,424	-

注1：助手の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：教務職員の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等（平成22年4月1日現在）
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	102 人	17 人 (16.7%)	29 人 (28.4%)	29 人 (28.4%)	15 人 (14.7%)	10 人 (9.8%)
年齢 (最高～最低)		42 ～ 24	46 ～ 30	46 ～ 37	59 ～ 46	59 ～ 41
所定内給与年額 (最高～最低)		3,019 ～ 2,144	3,845 ～ 2,588	4,653 ～ 3,373	5,105 ～ 4,384	6,821 ～ 4,913
年間給与額 (最高～最低)		4,008 ～ 2,870	5,028 ～ 3,460	6,247 ～ 4,510	6,994 ～ 5,969	8,848 ～ 6,758
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		2 人 (2.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		～	～	～	～	～
所定内給与年額 (最高～最低)		～	～	～	～	～
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	～	～

注：6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員 助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	250 人	4 人 (1.6%)	16 人 (6.4%)	9 人 (3.6%)	93 人 (37.2%)	128 人 (51.2%)	0 人 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		50 ～ 27	47 ～ 30	51 ～ 30	61 ～ 33	64 ～ 40	～
所定内給与年額 (最高～最低)		4,161 ～ 2,957	4,966 ～ 3,921	5,734 ～ 3,997	6,593 ～ 4,352	8,602 ～ 5,371	～
年間給与額 (最高～最低)		5,649 ～ 3,907	6,610 ～ 5,349	7,806 ～ 5,515	9,057 ～ 5,982	11,842 ～ 7,487	～

④ 賞与（平成21年度）における査定部分の比率
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.8	% 69.5	% 67.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.2	% 30.5	% 32.7
	最高～最低	% 38.1～33.7	% 32.7～29.8	% 34.4～31.6
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.4	% 68.5	% 66.6
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.6	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 41.0～32.2	% 36.7～28.5	% 37.4～30.3

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.1	% 67.7	% 66.0
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.9	% 32.3	% 34.0
	最高～最低	% 41.0～33.9	% 36.3～29.9	% 38.3～31.8
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.6	% 68.7	% 66.7
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.4	% 31.3	% 33.3
	最高～最低	% 41.0～32.0	% 36.7～29.1	% 38.8～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一）） 84.0

対他の国立大学法人等 95.5

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等 98.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.0	
	参考	地域勘案 89.5
		学歴勘案 83.0
		地域・学歴勘案 89.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 56.5% （国からの財政支出額 4,488,281千円、支出予算の総額 7,950,256千円：平成21年度予算）	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いが、累積欠損額もなく、対国家公務員指数も100未満であり、当法人の給与水準は適切な状況にあると思われる。	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 95.3

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,759,621	千円 3,985,763	千円 (%) △226,142 (△5.7)	千円 (%) △458,904 (△10.9)
退職手当支給額 (B)	千円 476,215	千円 508,879	千円 (%) △32,664 (△6.4)	千円 (%) 181,053 (61.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 425,936	千円 380,908	千円 (%) 45,028 (11.8)	千円 (%) 222,695 (109.6)
福利厚生費 (D)	千円 474,974	千円 507,414	千円 (%) △32,440 (△6.4)	千円 (%) △56,913 (△10.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,136,746	千円 5,382,964	千円 (%) △246,218 (△4.6)	千円 (%) △112,069 (△2.1)

注：財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」では受託研究費等により雇用される職員に係る費用、人材派遣契約に係る費用及び福利厚生費を計上していないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比は△5.7%で、主な要因は常勤職員数の減少(503人→493人(年度末))、人事院勧告に準拠した各施策(全俸給表の改定(平均△2.0%)、期末・勤勉手当の支給月数改定(年間4.50月→4.15月)等)によるものと推測される。
また、最広義人件費の対前年度比は△4.6%で、主な要因は給与、報酬等支給総額の5.7%減少、および退職手当支給額が前年度に比較して6.4%減少したためである。

- ② i) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
ii) 総人件費の実行計画を踏まえ、平成17年度の人件費予算相当額(役員報酬(常勤のみ)、常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当))をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給 総額 (千円)	4,287,591	4,042,109	4,013,815	3,985,763	3,759,621
人件費削減率 (%)		△ 5.7	△ 6.4	△ 7.0	△ 12.3
人件費削減率 (補正值) (%)		△ 5.7	△ 7.1	△ 7.7	△ 10.6 (△12.3-△1.7)

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし